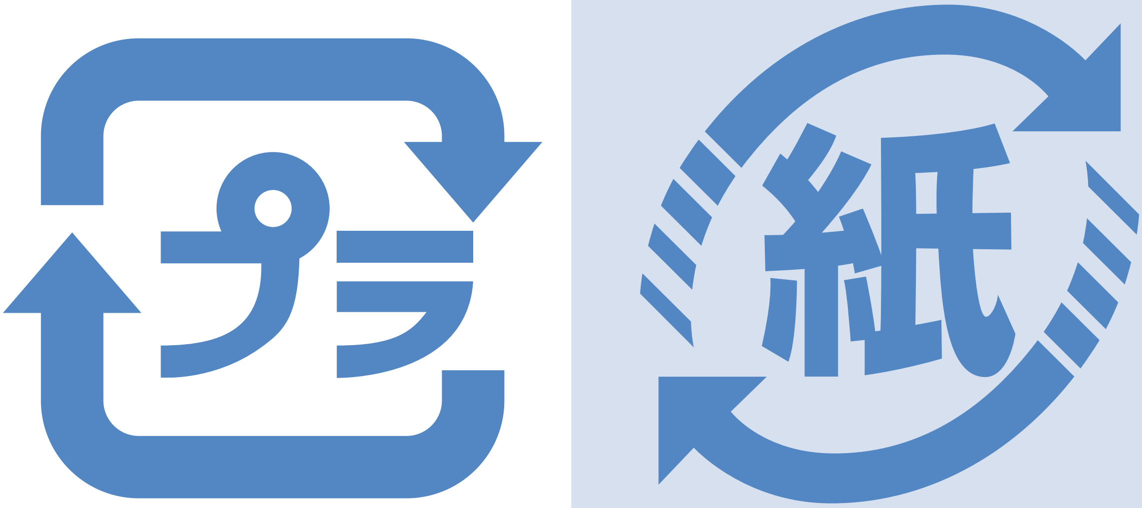
プラスチック製容器包装および紙製容器包装に

識別表示を義務化



プラスチック製容器包装および紙製容器包装の
製造事業者ならびに利用事業者の皆様が、
「識別マーク」を表示する際にご活用ください。

経済産業省

プラスチック製容器包装および紙製容器包装

識別表示と再商品化義務

容器包装リサイクル法と資源有効利用促進法は、事業者に対して、それぞれ再商品化義務と識別表示義務を定めて、容器包装のリサイクルの促進を目指しています。識別表示の目的は、消費者の分別排出を容易にし、市町村の分別収集を促進することにあります。

このパンフレットで「識別表示」とは、資源有効利用促進法に基づいて指定表示製品と定められた容器包装に、プラスチック、紙、PET、スチール、アルミ等の材質を表示することをいいます。また、「識別マーク」とは「識別表示」をするために定められた様式に基づいたマークを意味します。プラスチック製容器包装の識別マークをここでは「プラマーク」といい、紙製容器包装の識別マークをここでは「紙マーク」といいます。

1.容器包装とは

●「容器包装」とは、「容器」（ボトルや缶や袋のように商品を入れるもの）と「包装」（包装紙やラップのように商品を包むもの）であって、商品が消費されたり取り出されたあと不要となるものです。

2.再商品化義務

（1）再商品化とは

●「再商品化」とは、有償または無償で譲渡できる状態にまで処理、加工することを意味します。

（2）再商品化義務者

●下記の事業者（小規模事業者を除く）は、市町村が分別収集した容器包装を引き取って再商品化する義務があります。

- ・容器や包装を利用する中身製造業者
- ・商品を販売する際に容器や包装を利用する小売・卸売業者
- ・容器の製造者
- ・容器や包装に入った商品の輸入販売業者
- ・容器を輸入する事業者

（3）義務履行の委託

●事業者は自ら再商品化をするか、または、財団法人日本容器包装リサイクル協会に委託することができ、委託料を支払えば義務を果たしたものとみなされます。

注：再商品化義務の詳細については、容器包装リサイクル法（正式名称：「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」）および経済産業省のパンフレット『容器包装リサイクル法—活かそう、「資源」に。』を参照

3.識別表示義務

（1）義務対象の容器包装

●飲料・酒類用のスチール缶やアルミ缶および飲料・酒類・しょうゆ用のPETボトルには以前から識別表示が義務化されていましたが、平成13年4月からプラスチック製容器包装と紙製容器包装への識別表示も義務化されています。



注1：詳細については、資源有効利用促進法（正式名称：「資源の有効な利用の促進に関する法律」）参照

注2：上記識別マークは一般に用いられるものであり、識別マークの様式は法令に定めるところによります。

（2）識別表示義務者

●下記の事業者は、識別表示義務があります。

- ・容器の製造事業者
- ・容器包装の製造を発注する事業者（利用事業者）
- ・輸入販売事業者

（3）識別表示義務と再商品化義務の関係

●プラスチック製容器包装と紙製容器包装については、再商品化義務の対象と識別表示義務の対象は基本的に同じです。

●他の容器包装については、種類により次のような違いがあります。

容器包装	再商品化義務	識別表示義務
プラスチック製容器包装	**あり**	**あり**
紙製容器包装	**あり**	**あり**
ガラス製容器	あり	なし
飲料・酒類・しょうゆ用PETボトル	あり	あり
飲料・酒類用スチール缶	なし*1)	あり
飲料・酒類用アルミ缶	なし*1)	あり
他のスチール・アルミ製容器包装	なし	なし
飲料・酒類用紙パック（アルミ不使用）	なし*1)	なし*2)
段ボール製容器包装	なし*1)	なし*2)

*1）分別収集されれば有償または無償で譲渡できるので、容器包装リサイクル法の適用から除外されています。
*2）6.自主的表示（次頁）参照

●なお、小規模事業者は、再商品化義務の場合と違って、識別表示義務を免除されていません。

●また、再商品化義務と識別表示義務は、事業のために消費する商品の容器包装には、原則として適用がありません。

4.プラマークと紙マーク表示の原則

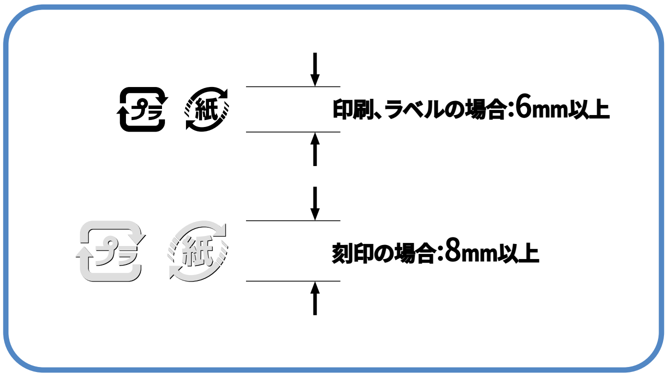
（1）識別マークのデザイン

●原則として、この解説書に示したデザインとします。

●ただし、同一性が損なわれず、はっきり識別されれば、多少の変更や装飾が可能です。

（2）識別マークのサイズ

●上下の長さがつぎのように決まっています。



注：本項4.の上記識別マークは一般に用いられるものであり、識別マークの様式は法令に定めるところによります。

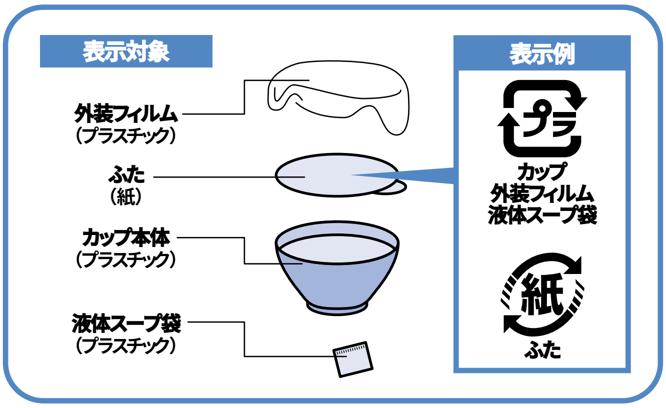
（3）表示方法

●容器包装の表面に1箇所以上印刷し、ラベル（シール）を貼り、または刻印をすることにより表示します。

（4）多重容器包装と一括表示

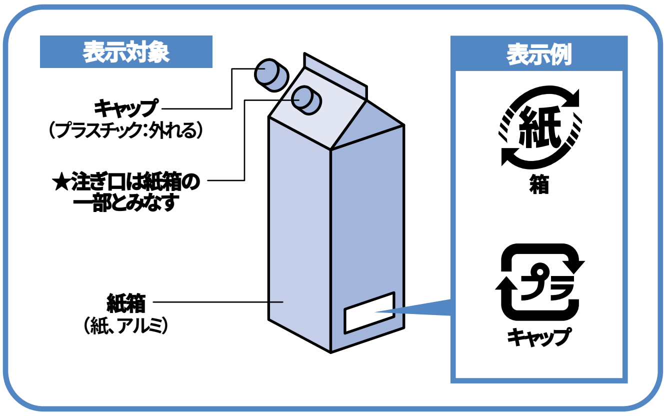
●カップ麺の容器（カップ＋ふた＋外装フィルム＋スープ袋）やシャンプーのボトル（ボトル＋キャップ＋ポンプ）のようにいくつかの分離できる部分で構成されているもの、または菓子箱（内袋＋外箱）のように容器包装に入った商品にさらに容器包装を付したものは、構成部分（法令では、ある構成部分に対する他の部分を「一体容器包装」と呼ぶ）のそれぞれをひとつの容器包装とみなします。

●識別マークは各構成部分に直接表示するのが原則です。ただし、ほぼ同時に捨てられる構成部分については、まとめていずれかの部分に一括して表示をすることができます。その場合、各構成部分の名称（法令では「役割名」と呼ぶ）をその識別マークに併記することが必要です。



（5）複合素材・材質の容器包装

●日本酒用紙箱（アルミ使用）のプラスチック製注ぎ口や、プラスチック製ボトルに貼った紙ラベルのように容易に分離できないもの、またはアルミとプラスチックを貼り合わせた材料で作った容器包装の場合は、分離できないかたまりをひとつの容器包装とみなします。そしてその中で最も重い材質のマークを分離できない部分のいずれか（例えばボトルに貼った紙ラベル）の上に表示します。例えば、プラスチックとアルミと紙からできている容器包装でプラスチックが最も重ければ、主としてプラスチック製の容器包装としてプラマークを表示します。



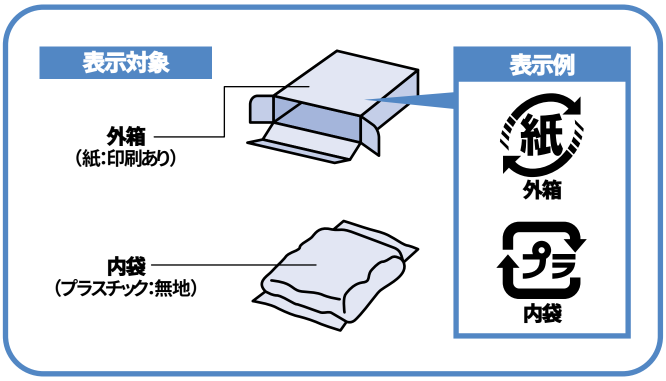
（6）無地や表示不可能な容器包装

●無地や表示不可能な容器包装は、他に分離できる構成部分（前記(4)の「一体容器包装」）の中に識別表示義務のあるもの（飲料・酒類用スチール缶、飲料・酒類用アルミ缶、飲料・酒類・しょうゆ用PETボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装で、法令では「関連容器包装」という）が含まれていないか、含まれていてもそのすべてが無地か表示不可能であれば、表示義務はありません。

●印刷がなされているものやラベルが貼られているもの、刻印可能な成型工程で作られるもの（現に刻印がなくても）は、無地に該当しません。

●無地や物理的に表示不可能な容器包装は、「一体容器包装」があって、その中に上記「関連容器包装」が含まれている場合には、「一体容器包装」のいずれかに、識別マークと役割名を併記して表示します。

●この場合、無地や物理的に表示不可能な容器包装とほぼ同時に捨てられる「一体容器包装」があれば、その上に表示します。



（7）小売業者が商品の販売時に利用する包装紙

●小売販売を業とする者が使用する包装紙（プラスチック製、紙製）は、1,300平方cm以下であれば識別表示義務はありません。

●なお、特定の商品を包装するために製造される包装紙は1,300平方cm以下でも識別表示が必要です。

（8）輸入品

●輸入品でも、次の場合には識別表示の義務があります。

・輸入する商品の容器包装の素材、構造、自己の商標の使用等に関する指示をした場合

・輸入品の容器包装に印刷、ラベルまたは刻印で日本語が表示されている場合

（9）プラスチック製容器包装に係る材質等の表示

●プラスチック製容器包装について、使用されているプラスチック等の種類を表示することは、法的義務はありませんが、望ましいこととされています。

●表示をする場合、材質の記号は、

JIS K 6899-1 2000（ISO1043-1 1997）

に準拠し、複合材質、複合素材については、主要な構成材料を含め、2つ以上を表記し、主要な材料に下線を付すことを推奨します。

●一括表示の場合は、下記の例のように役割名と材質記号の間にコロン（:）を付します。



（10）ガイドライン

●業界団体は、識別表示の円滑な実施のために、業界ごとのガイドラインを作成し、会員事業者等はそれに沿って表示することが望まれます。

5.罰則等

●識別表示の義務化は、資源有効利用促進法の施行時である平成13年4月1日からですが、勧告、公表、命令、罰則などの規定は、2年間の猶予があり、平成15年4月1日以降の製造または輸入にかかる容器包装に適用されます。

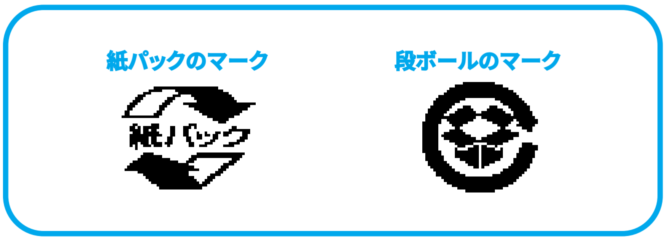
●ただし、売上高と従業員の両方につき以下の要件を満たす小規模事業者には罰則等は適用されません。

小規模事業者とは

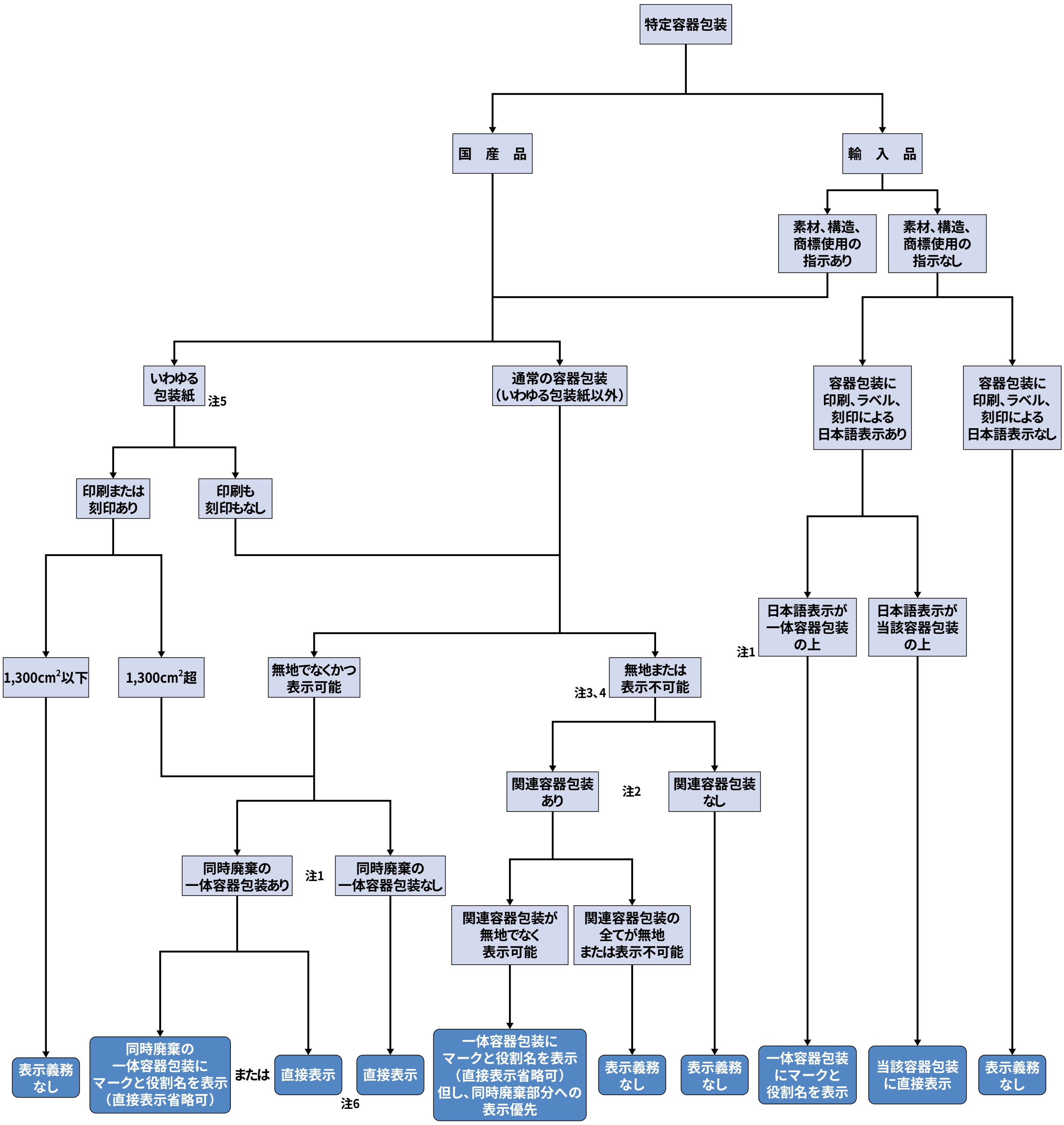
業種	売上高	従業員
製造業等	2億4,000万円以下	かつ20名以下
商業、サービス業	7,000万円以下	かつ5名以下

6.自主的表示

●飲料・酒類用紙パック（アルミ不使用）と段ボール製容器包装は識別表示の法的義務はありませんが、関係業界団体が自主的にマークを採用し、表示することにしています。



プラスチック製容器包装および紙製容器包装の識別表示チェックシート



注1.「一体容器包装」とは、容器包装に入れられまたは包まれた商品を入れまたは包む他の容器包装
注2.「関連容器包装」とは、容器包装に入れられまたは包まれた商品を入れまたは包む他の指定表示製品で、飲料・酒類用スチール缶、飲料・酒類用アルミ缶、飲料・酒類・しょうゆ用PETボトルおよびプラスチック製容器包装、紙製容器包装
注3.「無地の容器包装」とは、印刷、ラベルがなく、刻印をすることが可能な成型工程もない容器包装
注4.「表示不可能容器包装」とは、素材上、構造上、その他やむをえない理由で識別マークを表示できない容器包装
注5. 小売販売者が販売するときに商品を包むプラスチック製・紙製包装で、包む商品が特定されていないものを、ここでは「いわゆる包装紙」と呼ぶ
注6. 表示対象の容器包装の表面への表示をここでは「直接表示」と呼ぶ

プラスチック製容器包装および紙製容器包装の識別表示Q＆A

1．識別表示対象の容器包装

Q１

識別表示対象の容器包装は容器包装リサイクル法（以下、容リ法と略）の再商品化義務の対象と同一ですか？

A：原則的には同一です。しかし、容リ法の適用が除外されている小規模事業者の容器包装にも識別表示義務があります。逆に無地や表示不可能の容器包装、一定サイズ以下の包装紙、輸入品等については、再商品化義務はありますが、識別表示義務がない場合もあります。

Q２

家庭系と事業系に共通に使用する容器包装の場合、事業系にも識別マークが付いてしまってもよいのでしょうか？

A：極力両者を区別して、事業系容器包装に識別マークが付されないよう配慮することが望まれます。

Q３

識別表示をすると容リ法の再商品化義務が生じるのですか？

A：識別表示をする、しないによって容リ法の再商品化義務が発生したり、なくなったりすることはありません。ただし、各事業者は識別表示をする場合に、容リ法の義務の対象か否かを確認することをお願いします。

2．識別表示義務者

Q４

識別表示義務者は容器包装のメーカーですか、それとも利用者ですか？

A：識別表示義務は容器の製造事業者、容器包装の製造を発注する事業者（利用事業者）のいずれにもかかります。また、輸入販売事業者も義務者となります。



3．識別マーク

Q５

識別マークの色、線幅、スリット、フォント、周辺の枠や装飾は、自由に決めることができますか？

A：容器包装全体の模様および色彩と比較して、鮮明であり、かつ容易に識別できる限り可能です。

Q６

識別マークは印刷や刻印でなく、シールを貼ってもよいのでしょうか？

A：識別マークは、印刷し、ラベルを貼り、または刻印することによる表示が認められています。ただし、新たにラベルを貼ることは、台紙等によるごみの発生を伴う可能性もあり、留意する必要があります。

Q７

識別マークをスタンプで表示してもよいのでしょうか？

A：鮮明であり、容易に消えないなど印刷に準じた性能があれば認められます。



4．識別マークの表示場所

Q８

ふたの内側など、容器の内側で開けないと外からは見えないところに識別マークを付してもよいのでしょうか？

A：商品を入れまたは包んだ状態における容器包装の表面につけてください。

Q９

容器包装の識別マークを商品のタグや取扱説明書に表示してもよいのでしょうか？

A：タグや取扱説明書は容器包装ではないので、その上に表示することによって本来の識別表示を省略することはできません。

5．無地の容器包装の場合

Q１０

無地のプラスチック袋に中身商品表示用の紙ラベルを貼る場合、どのように識別表示したらよいのでしょうか？

A：ラベルが貼ってあれば、袋は無地の容器包装には該当せず、識別表示義務の対象ですが、袋に対する識別マークをラベルの上に付すことができます。

Q１１

前記の場合、紙ラベルの分の識別マークは必要ですか？

A：容易に剥がれないラベルは袋本体の一部とみなされますので、ラベルが紙であっても紙の識別マークは表示しません。

Q１２

賞味期限やロットナンバーの印字は印刷とみなされるのですか？

A：印刷とはみなされません。

Q１３

色無地の場合、印刷があるとみなされますか？

A：色無地は無地とみなされます。印刷があるとはみなされません。

Q１４

無地のレジ袋やロール袋は、識別表示が必要ですか？

A：販売時に利用される無地のレジ袋などには、識別表示の義務がありません。ただし、レジ台での表示などで情報提供をすることが望まれます。

6．表示不可能な場合について

Q１５

つまようじの袋のように数ミリ角で一方向に長いものやみかんを入れるネット状の袋は識別マークの表示が不可能と考えてよいのでしょうか？

A：識別マークを表示するスペースがなければ、表示不可能の容器包装に該当します。ただし、他の容器包装に表示することが必要な場合がありますのでご注意ください。

7.同時廃棄ついて

Q16

内袋に入った多数の商品が外箱に入っていて、商品が少しずつ取り出して使われ、全部が無くなるまで外箱を捨てない場合、内袋の識別表示を外箱に付けてもよいのでしょうか?

A:商品の消費(使用)形態により内袋と外箱が同時に廃棄されるものであると判断される場合には、外箱へ一括して表示することが認められます。

8.各構成部分の名称(役割名)について

Q17

役割名の字体は自由ですか?

A:字体は自由ですが、鮮明でかつ容易に識別できることが必要です。

Q18

役割名の呼称は自由に決めてよいのですか?

A:消費者にとってわかりやすい呼称であることが必要です。業界統一のガイドラインがあればそれに従うことが望まれます。

9.トレイの場合

Q19

ラップのかかったトレイに識別表示義務はありますか、表示の方法は?

A:トレイは製造工程において刻印をすることが可能な成型工程があるため無地に該当しないので、印刷がない場合でも識別表示の対象です。しかし、ラップが同時に廃棄されると認められる場合には、ラップに貼られた商品表示のためのラベルの上に識別表示することによって、トレイの表面への表示を省略することができます。

Q20

トレイにかける無地のラップに識別表示義務がありますか? また表示の方法は?

A:ラップの上に商品等の表示のためのラベルが貼られれば、無地の包装に該当しません。そのようなラップの識別表示はラベルに付すことができます。

10.包装

Q21

商品を包む面積が、商品の表面積の1/2以下の包装は識別表示の対象外ですか?

A:商品全体を包むのに要する最低面積の1/2以下のものは「容器」でも「包装」でもないとされていますので、識別表示義務の対象外でもあります。

11.包装紙(プラ製または紙製)

Q22

省令では、1,300平方cm以下で印刷または刻印がある包装紙が識別表示義務の対象外とされていますが、無地は除外されていないのですか?

A:無地の包装紙は面積の大小にかかわらず無地の容器包装に関するルール(注)に従い、ラベルを貼るなどのことがなければ、識別表示の義務はありません。

注:4頁(6)無地や表示不可能な容器包装 参照

Q23

製造時に特定の製品を包んで出荷する場合、包装紙(例:キャラメルの一粒を包む)は、Q22の対象外とされている包装紙に該当しますか?

A:対象外に該当しませんので、識別表示の対象となります。Q22に該当する包装紙は、小売業者が販売の時に、商品を包むものです。なお、小売業者が販売時に使用するものでも、特定の商品を包むために製造された包装紙は、面積の大小にかかわらず対象となります。

12.複合材質・素材

Q24

分離不可能な複合素材で重量的に主たる素材が識別表示義務の対象外であるアルミなどの場合、従たるプラスチックに対する識別表示義務はないのですか?

A:複合素材の場合は、重量的に主たる素材に関して識別表示の対象となるか否かを判断します。したがって、識別表示の義務はありません。ただし、素材の情報を提供することが望まれます。

Q25

ブリスターパックのうち、台紙とカバーが分離可能なものはどう識別表示をすればよいのでしょか?

A:台紙とカバーがホッチキスで留めてあるものおよび糊付けされていても剥がれやすいものは分離可能な一体容器包装のルールに従って識別表示します。この場合、台紙の上に、台紙用の紙の識別マークとカバー用のプラスチックの識別マークを一括して表示すれば、個々の表示は省略できます。

13.猶予期間について

Q26

平成15年4月1日からの罰則規定適用は、同日以降の販売に対してですか、製造に対してですか?

A:4月1日以降に製造された「特定容器包装」および同日以降に輸入された商品に付された容器包装に罰則の適用があります。なお、勧告、公表、命令、報告徴収、立入検査などについても同様です。

14.識別マークの管理について

Q27

識別マークを付けたらどこかに届けるのですか?

A:届け出の義務はありません。

Q28

識別マークをつけたら使用料を払うのですか?

A:使用料を払う必要はありません。

15.業界のガイドライン

Q29

業界のガイドラインの入手方法は?

A:所属する業界団体に照会してください。

Q30

業界のガイドラインは守らなければならないのですか?

A:識別表示は、製品の種類ごとに統一的であった方が消費者にわかりやすいので、ガイドラインに沿った表示が望まれます。

容器包装リサイクル法および識別表示については、下記担当までお気軽にお問い合わせください。

経済産業省

北海道経済産業局	環境資源部	環境対策課	TEL:011-709-1754(直通)
東北経済産業局	環境資源部	環境・リサイクル課	TEL:022-263-1206(直通)
関東経済産業局	産業企画部	環境・リサイクル課	TEL:048-600-0291(直通)
中部経済産業局	産業企画部	環境・リサイクル課	TEL:052-951-2768(直通)
近畿経済産業局	産業企画部	環境・リサイクル課	TEL:06-6966-6018(直通)
中国経済産業局	環境資源部	環境・リサイクル課	TEL:082-224-5676(直通)
四国経済産業局	環境資源部	環境資源課	TEL:087-834-3954(直通)
九州経済産業局	環境資源部	リサイクル推進課	TEL:092-482-5472(直通)
沖縄総合事務局	経済産業部	環境資源課	TEL:098-866-0031(代表)
経済産業省	産業技術環境局	リサイクル推進課	TEL:03-3501-4978(直通)

環境省

大臣官房	廃棄物・リサイクル対策部	企画課　リサイクル推進室	TEL:03-3581-3351(代表)

財務省

理財局	総務課	たばこ塩事業室	TEL:03-3581-4111(代表)

国税庁

札幌国税局	課税第二部	酒類業調整官	TEL:011-231-5011(代表)
仙台国税局	課税第二部	酒類業調整官	TEL:022-263-1111(代表)
関東信越国税局	課税第二部	酒類業調整官	TEL:048-600-3111(代表)
東京国税局	課税第二部	酒類業調整官	TEL:03-3216-6811(代表)
金沢国税局	課税部	酒類業調整官	TEL:076-231-2131(代表)
名古屋国税局	課税第二部	酒類業調整官	TEL:052-951-3511(代表)
大阪国税局	課税第二部	酒類業調整官	TEL:06-6941-5331(代表)
広島国税局	課税第二部	酒類業調整官	TEL:082-221-9211(代表)
高松国税局	課税部	酒類業調整官	TEL:087-831-3111(代表)
福岡国税局	課税第二部	酒類業調整官	TEL:092-411-0031(代表)
熊本国税局	課税部	酒類業調整官	TEL:096-354-6171(代表)
沖縄国税事務所	間税課		TEL:098-867-3101(代表)
国税庁	課税部	酒税課	TEL:03-3581-4161(代表)

厚生労働省

医政局		経済課	TEL:03-5253-1111(代表)

農林水産省

東北農政局	企画調整部	食品課	TEL:022-263-1111(代表)
関東農政局	企画調整部	食品課	TEL:048-600-0600(代表)
北陸農政局	企画調整部	食品課	TEL:076-263-2161(代表)
東海農政局	企画調整部	食品課	TEL:052-201-7271(代表)
近畿農政局	企画調整部	食品課	TEL:075-451-9161(代表)
中国四国農政局	企画調整部	食品課	TEL:086-224-4511(代表)
九州農政局	企画調整部	食品課	TEL:096-353-3561(代表)
沖縄総合事務局	農林水産部	農政課	TEL:098-866-0031(代表)
農林水産省	総合食料局	食品産業企画課　食品環境対策室	TEL:03-3502-8111(代表)

財団法人　日本容器包装リサイクル協会

企画調査部
TEL:03-5532-8591(直通)　FAX:03-5532-9698
HP: http://www.jcpra.or.jp/

清刷り等

プラスチック容器包装リサイクル推進協議会
TEL:03-3501-5893　FAX:03-5521-9018
HP: http://www.pprc.gr.jp/

紙製容器包装リサイクル推進協議会
TEL:03-3501-6191　FAX:03-3501-0203
HP: http://www.kami-suisinkyo.org/

プラスチックの材質表示

日本プラスチック工業連盟
TEL:03-3586-9761　FAX:03-3586-9760
HP: http://www.jpif.gr.jp/

自主的表示

飲料用紙容器リサイクル協議会
TEL:03-3264-3903　FAX:03-3261-9176

段ボールリサイクル協議会
TEL:03-3248-4851　FAX:03-5550-2101

スチール缶、アルミ缶、PETボトルの表示

スチール缶リサイクル協会
TEL:03-5550-9431　FAX:03-5550-9435
HP: http://www.rits.or.jp/steelcan/

アルミ缶リサイクル協会
TEL:03-3582-9755　FAX:03-3505-1750
HP: http://www.alumi-can.or.jp/

PETボトルリサイクル推進協議会
TEL:03-3662-7591　FAX:03-5623-2885
HP: http://www.petbottle-rec.gr.jp/

経 済 産 業 省

ホームページ
http://www.meti.go.jp/policy/closed_loop/index.html

(2003.01)